
令和 6 年度 自動運転の拡大に向けた調査検討委員会

令和 6 年 8 月 29 日 (木)

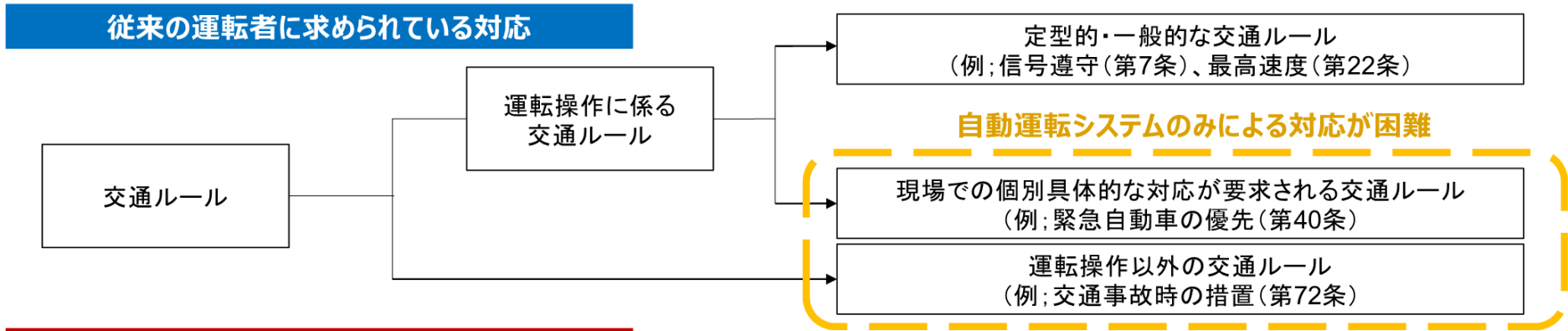
第 1 回 事務局資料

検討の背景・目的

- 令和5年12月、「A I時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ」（事務局：デジタル庁、経済産業省及び国土交通省。以下「SWG」という。）が設置され、法学者、弁護士、業界団体関係者等から成る構成員の間で、自動運転車に係る事故等が発生した場合の責任制度等について議論。
- 令和6年5月、SWG報告書が取りまとめられ、交通ルールについては、「自動運転車の実装に当たり課題となり得る道路交通法の規定の有無、対応方法等についての検討、及び自動運転車による道路交通法の具体的な遵守方法に係る検討が必要」（報告書p. 20）との指摘。
- これを踏まえ、本年度の調査検討委員会では、令和8年初頭に都内での走行を目指すとされているロボットタクシーの実装を第一に念頭に置き、現在の技術水準において、開発者側が自動運転車の実装に当たり課題となり得ると認識している交通ルールに関し、自動運転車を含む全ての交通参加者の交通の安全と円滑を確保するという観点から、課題の有無・対応方法について論点整理を実施したい。

自動運転と現行法制度（道路交通法）

- 運転者の存在が前提とされない**自動運転をする者の適格性**を公安委員会が審査する枠組み（特定自動運行の許可）を創設。
- 自動運転システムのみによる**対応が困難な交通ルール**に関し、**特定自動運行実施者**や**特定自動運行主任者**に遵守を義務付け。



自動運転下で交通ルールの遵守を担保する枠組み

定型的・一般的な交通ルール

道路運送車両法に基づき、
国土交通大臣が**自動運行装置の
保安基準適合性を審査**



- 【特定自動運行実施者の義務】**
- ・ 特定自動運行計画の遵守
 - ・ 特定自動運行主任者等に対する教育
 - ・ 特定自動運行中は、その旨の表示 等

- 【特定自動運行主任者の義務】**
- ・ 遠隔監視装置の作動状態を確認（遠隔監視の場合）
 - ・ 交通事故発生時には、消防機関に通報する措置
 - ・ 現場措置業務実施者を交通事故の現場に向かわせる措置
 - ・ 警察官への交通事故発生日時等の報告 等

(参照) 国土交通省HP (<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001485116.pdf>)

<SWGでの道路交通法に関する主な意見>

- 自動運転車は、道路交通法を遵守することが前提となっているが、道路交通法第36条（交差点における他の車両等との関係等）、同法第38条（横断歩道等における歩行者等の優先）、同法第42条（徐行すべき場所）など、道路交通法が指し示す態様が抽象的な表現となっているものもあり、周囲の状況や交通状況等によっては、人が運転する場合であっても判断に窮するようなことも起こり得る。
- このため、自動運転車に道路交通法を遵守させるためには、自動運行装置内で利用されるプログラムが道路交通法の内容を適切に踏まえた形でプログラミングされるよう、道路交通法の解釈を明確化するなど、いわば道路交通法自体の機械可読化（翻訳）に向けた検討が必要となるのではないか。
- （これに対し、）道路交通法は一般的・抽象的に道路交通の安全を保護するための法律であり、結果回避義務が具体的に規定されるものではない。
- 道路交通法の機械可読化に関しては、自動運転がルールを守るという観点から有効な手段である一方で、交通社会で共存するという観点からは、自動運転・機械だけが新たなルールを提供されるということには一定の課題がある。

<指摘のあった道路交通法の主な条項>

① 横断歩道等における歩行者等の認知

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第38条 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯（中略）に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車（中略）がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前（中略）で停止することができるような速度で進行しなければならない。（後略）

② 優先道路の判断

(交差点における他の車両等との関係等)

第36条 (略)

2 車両等は、交通整理の行われていない交差点においては、その通行している道路が優先道路（道路標識等により優先道路として指定されているもの及び当該交差点において当該道路における車両の通行を規制する道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている道路をいう。以下同じ。）である場合を除き、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、当該交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

3 車両等（優先道路を通行している車両等を除く。）は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。

4 (略)

(徐行すべき場所)

第42条 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。

一 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき（当該交差点において交通整理が行われている場合及び優先道路を通行している場合を除く。）

※ SWGでは、そもそも、開発者側にとって、これらの規定が自動運転車の実装に当たり課題となり得ると認識されているのか否かについての議論はなかった。

SWGでの議論を踏まえた問題意識

- 具体的な交通ルールについての検討を有益なものとするには、開発者等から、自動運転車の実装に当たり実際に課題となり得ると考えている事項を聴取した上で議論することが必要。
- 道路交通法の「機械可読化」に関し、例えば、法第38条第1項に規定する「明らかな場合」に該当する場合（又は該当しない場合）を、下位法令等において具体的な道路交通状況に即して列挙しようとするれば、相当数の場合を列挙することとなり、かえって人間にとっては理解しづらい内容となる可能性がある上、網羅的に規定できるかも不明。
- また、例えば「横断しようとする歩行者又は自転車が〇〇メートル以内でないことが明らかな場合」などと定量的に規定することも考えられるが、見通しが可能な範囲や交通参加者の速度等道路交通状況は千差万別であり、適切な距離を一義的に決めることは困難ではないか。

今回の調査研究での具体的な検討内容

検討の流れ

- ① 自動運転車の走行に当たり課題となり得る道路交通上の場面の具体例と自動運転技術による対応の現状を開発者側から聴取する。
- ② 当該場面における他の交通参加者の動きも考慮しつつ、道路交通法に基づき自動車の適切な通行方法を整理する。
- ③ 自動運転車が当該通行方法を採用するために必要な対応及びその内容を検討する。

想定される対応の例

- 自動運転車の開発の目安となるよう、交通ルールの解釈・運用を明確化する。
- 自動運転車が走行しやすいよう交通規制や道路環境の整備を行う。
- インフラからの情報提供を行う。
- 全体の道路交通の安全及び円滑を確保する観点から適切な場合には、交通ルールの見直しについて検討する。

今後のスケジュール（案）

令和6年



8月29日 第1回調査検討委員会 ◀

- 本年度の調査研究の概要：検討の方向性を議論
- 委員からの発表（自工会自動運転部会）
- 海外調査研究の実施方針



10月頃 第2回調査検討委員会 ※1

- 課題となり得る場面（3～5場面）への対応方法について議論



11月～12月頃 海外視察【P】



12月頃 第3回調査検討委員会 ※1

- 課題となり得る場面（3～5場面）への対応方法について議論

令和7年



1月頃 第4回調査検討委員会 ※1

- 課題となり得る場面（1～3場面）への対応方法について議論
- 対応方法の整理・抽出された課題についての論点整理



3月 調査研究報告書の取りまとめ・公表

※1）検討状況に応じて開催時期及び回数を調整することも想定。